

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年7月11日 12時00分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋島城岸鼻西岸沖 伝太郎鼻灯台から真方位159° 1.6海里付近 (概位 北緯34°05.0′ 東経132°27.5′)
事故の概要	漁船NO.32TAIHOUMARUは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 NO.32TAIHOUMARU、15トン
船舶番号、船舶所有者等	HS2-3333（漁船登録番号）、白地水産株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損、ブラケットに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、倉橋島南方沖の操業場所に移動する目的で、城岸鼻西方沖の陸岸付近を約26ノットの対地速力で手動操舵により東南東進中、船長が、床に落としたスマートフォンを操縦席の下方にかがんで拾ったのち、立ち上がって船首方を見たところ、城岸鼻に接近していることに気付いたものの、どうすることもできず、同鼻西岸沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、かがみ込む前に、倉橋島南方沖の操業場所に向けて変針しようと思い、左舵を取っていたことを失念していたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.1mであった。</p>
分析	本船は、城岸鼻西方沖を東南東進中、左舵が取られた状態で、船長が、落としたスマートフォンを拾おうとして操縦席の下方にかがみ込み、見張りを適切に行っていなかったことから、同鼻に接近していることに気付かず、同鼻西岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、城岸鼻西方沖を東南東進中、左舵が取られた状態で、船長が、落としたスマートフォンを拾おうとして操縦席の下方にかがみ込み、見張りを適切に行っていなかったため、同鼻に接近していることに気付かず、同鼻西岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 沿岸付近を航行する際は、陸岸との距離を把握できるよう常時適切な見張りを行うこと。
--------------	--